

## 判断基準の将来展開検討分科会における検討内容等について（案）

## 1．分科会設置の趣旨

グリーン購入法の特定調達品目は、平成 13 年 2 月の 14 分野 101 品目から平成 23 年 2 月の 19 分野 261 品目へと増加している。特定調達品目及びその判断の基準等については、基本方針に定める基本的考え方に基づき設定されてきたところである。

特に、判断の基準の設定については、国及び独立行政法人等においては、基本方針に即して自ら調達方針を作成し、調達方針に基づき物品等の調達を行うことが義務づけられていることから、競争性の確保を図りつつ、国等の機関における物品等の調達量を勘案した基準の設定が必要となっている。すなわち、原則として国等の機関による特定調達物品等の調達量が確保できること、及び全国において複数の供給可能な事業者が存在することが判断の基準の設定に当たって考慮されるべき要件の一つとなる。したがって、各特定調達品目の判断の基準は、国等の機関が当該品目を調達する場合の必要条件であり、必ずしも、環境性能の観点から、市場において望ましく先駆的な、いわゆるトップランナーの基準とはいえない品目もある<sup>1</sup>。

このため、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という。）を示すことが極めて有効と考えられる。さらに、これらのプレミアム基準が将来（数年ないし 10 年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として基本方針に位置づけられることにより、物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなり、より環境に配慮した物品等が市場に供給されることが期待され、それらの環境物品等が選択される市場の形成（市場の更なるグリーン化）が図られることになるものと考えられる。

- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等により市場の牽引・イノベーションの促進を図るためのトップランナー基準
- 物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る基準



将来（数年ないし10年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけを行うことが見込まれる基準

<sup>1</sup> 基本方針に定めるとおり、特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っている。

以上のように、市場の更なるグリーン化を目指す観点から、将来の判断の基準として見込まれるプレミアム基準を設定するために必要な事項等について「判断基準の将来展開検討分科会」を設置し、幅広く検討を行うものとする。

## 2．検討の内容

### (1) 検討の方向性

第1回分科会において議論した、プレミアム基準の考え方、基準の設定、対象範囲、情報提供等の今後の検討の方向性については、以下のとおりである。

#### ○ プレミアム基準の考え方

- 将来像を示すことにより、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織をさらに一歩進めるようにする基準（需要側・供給側ともに）
- ボトムアップだけではなくトップを引き上げていくことを目指す基準
- 事業者の技術開発等の方向性を示せる基準
- プレミアム基準の数値の根拠を開示していることが極めて重要
- 可能なプレミアム基準については配慮事項として設定することも検討すべき
- 第三者が客観的に判断をしているものを評価すべき
- 事業者の環境配慮への取組を評価すべき

#### ○ プレミアム基準の設定

- 基準のレベルとしては3段階程度で考えることが必要（環境省の調達方針に盛り込むレベルの基準、実用的に可能性のあるレベルの基準、将来的に到達すべきレベルの基準）
- 分野・品目に応じた重視すべきライフサイクルと環境負荷項目を検討することが必要
- 環境負荷項目間やライフサイクル間のトレードオフを招くことがないようにすることが必要
- 複数の環境負荷項目を段階的な指標で示すことが必要
- 製品であれば従前品に比べて省資源化されていることが不可欠

#### ○ 対象範囲の考え方

- 特定調達品目となっていない分野・品目については、環境負荷が大きいもの、社会への波及効果が大きいものを対象にすべき
- 役務を対象にすることにより、役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組が進展する等、一層の波及効果が期待される

#### ○ プレミアム基準の活用・連携

- プレミアム基準による環境負荷低減効果を数値で示すことが重要
- 他の施策（カーボン・オフセット等）との連携を図ることにより、相乗効果が

期待される

○ 情報提供・環境表示

- プレミアム基準適合製品の確認・表示に関する検討が必要（何らかのマークが必要になるか）
- 自己認証が原則となるが、根拠となる情報は可能な限り開示すべき
- プレミアム基準の数値の根拠を開示していることが極めて重要（再掲）
- 第三者が客観的に判断をしているものを評価すべき（再掲）
- プレミアム基準による環境負荷低減効果を数値で示すことが重要（再掲）
- 国自らが積極的な情報発信を行うことが重要であり、そのために事業者から情報提供をしてもらうための工夫が必要

（２）プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）

ガイドラインの作成

前記「１．分科会設置の趣旨」に示したとおり、プレミアム基準の設定を通じて、より環境に配慮した物品等が選択される市場の形成（市場の更なるグリーン化）を目指す観点から、現行の基本方針に定められた特定調達品目及びその他の品目<sup>2</sup>について、プレミアム基準を設定するための基本的考え方、可能な品目については、具体的な基準の設定方法・基準内容等を記載した「プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン」という。）を作成する。

ガイドラインの内容

環境省において別途開催されている「グリーン・マーケット<sup>+</sup>（プラス）研究会<sup>3</sup>」における議論を踏まえ、プレミアム基準の基本的考え方（分野・品目に応じた環境負荷項目及び環境負荷低減効果、市場占有率等）を検討・整理するとともに、プレミアム基準設定品目の選定（対象とする分野・品目について検討の優先順位を設定）及びその基準の設定を行い、環境配慮に先駆的に取り組む組織等のグリーン購入のための指針として、また、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための事業者の開発目標として活用が可能となるものを目指す。

ガイドラインに盛り込む具体的なプレミアム基準としては、例えば、現行の特定調達品目について後述する平成 24 年度の環境省の調達方針に盛り込むレベルの基準を想定すると、紙・紙製品については総合評価値<sup>4</sup>や古紙パルプ配合率の引き上げ（コピー用紙：総合評価値 90 以上、古紙パルプ配合率の最低 70%→100%等）、文具類・オフィス家具等についてはエコマークと同等基準への引き上げ、OA 機器や家電製品等について

<sup>2</sup> 現段階においては、検討の対象となる品目は現行の基本方針に定められている特定調達品目に限るものではないが、特定調達品目が検討の中心になるものと考えられる。

<sup>3</sup> グリーン・マーケット<sup>+</sup>（プラス）研究会ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/g-market-plus/com.html>

<sup>4</sup> 紙類のうちコピー用紙及び印刷用紙の判断の基準として総合評価指標を導入している。

は省エネ性能の強化（TEC 値、年間消費電力量、多段階評価 4 つ → 5 つ 等）、飲料自動販売機設置についてはノンフロン機とすること等の現行の判断の基準の強化<sup>5</sup>とともに、新たな指標として総合評価指標や省資源化（リデュース）指標<sup>6</sup>等の検討・設定等が考えられる。これらのプレミアム基準は、設定対象となる品目に応じて適切に検討されることが重要である。

### 3．その他

#### （１）環境省の調達方針への反映

設定されたプレミアム基準は、市場の更なるグリーン化を図るため、一定の競争性の確保及び基準を満たす物品等の供給状況等に留意しつつ、可能な品目について検討の上、平成 24 年度からの環境省の調達方針に定め、環境省が自ら率先してプレミアム基準を満たす物品等の調達を推進することを想定している<sup>7</sup>。

#### （２）妥当性の検討等

分科会における検討内容に即し、必要に応じ、プレミアム基準の妥当性や当該基準を満たす製品の供給可能性、将来的な技術開発の方向性等に関して事業者等にヒアリング等を実施し、検討に反映させることとする。

---

<sup>5</sup> 後述の環境省の調達方針に反映可能なプレミアム基準についても検討・設定する。

<sup>6</sup> オフィス家具等のうち大部分の材料が金属類である製品については、省資源化（リデュース）の観点から製品の「機能重量」を判断の基準として設定している（機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg））。

<sup>7</sup> 当面、環境省本省における環境物品等の調達に可能な範囲で適用する方向で検討。

平成 23 年度特定調達品目検討会判断基準の将来展開検討分科会  
委員名簿（五十音順・敬称略）

宇野 治 財団法人日本環境協会 常務理事・エコマーク事務局長

奥 真美 首都大学東京 都市教養学部都市政策コース教授

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
理事・環境委員長

田原 聖隆 独立行政法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門  
社会と LCA 研究グループ長

橋本 征二 立命館大学 理工学部環境システム工学科教授

平尾 雅彦 東京大学大学院 工学系研究科教授

増井 慶次郎 独立行政法人産業技術総合研究所 先進製造プロセス研究部門  
システム機能設計研究グループ主任研究員

（座長）安井 至 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長